

京 都 大 学 農 学 部 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(学部長)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 <u>ただし、引き続き4年を超えることができない。</u></p> <p><u>4</u> } (略)</p> <p><u>5</u> } (略)</p> <p><u>6</u> } (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(学科長)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 学科長の任期は、1年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(学部長)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 学部長の任期は、2年とする。<u>ただし、補欠の学部長の任期は、前任者の残任期間（当該期間が1年を超えない場合にあつては、当該期間に1年を加えた期間）とする。</u></p> <p>4 学部長は、再任されることができる。<u>ただし、引き続き4年を超えることができない。</u></p> <p><u>5</u> } (同 左)</p> <p><u>6</u> } (同 左)</p> <p><u>7</u> } (同 左)</p> <p>(学科長)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 学科長の任期は、1年とし、再任を妨げない。 <u>ただし、補欠の学科長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和2年10月1日から施行する。</p>